

**第 5 回
食料・農業・農村政策審議会
生産分科会果樹部会**

平成17年3月11日

農林水産省

午前 9時59分 開会

西嶋課長補佐 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成16年度第5回食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましてはご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。議事に入りますまで果樹花き課の西嶋の方で司会進行をさせていただきます。

それでは、まず資料のご確認をいただきたいと思います。配布資料の一覧がございまして、その下に資料を置いております。資料1から資料9まで、それから参考資料が参考1、2でございます。

簡単に資料のご説明をしますと、資料1と資料2が議事次第、委員名簿でございます。資料3は、前回の2月8日にご議論をいたしました第4回果樹部会の議事概要でございます。それから、資料4につきましては、果樹農業の振興基本方針の骨子案について、2月中旬にパブリックコメントをもらいまして、その結果について「果樹農業の振興を図るための基本方針（骨子案）」に寄せられたご意見等の概要とご意見に対する考え方でございま

す。

資料5につきましては、産地・経営小委員会、需給小委員会でご審議いただきました需給見通し、経営指標の関係資料でございます。

資料6につきましては、本日の審議の主題でございます果樹農業振興基本方針（案）、資料7がその基本方針（案）の参考資料、それから資料8がこれまでの議論を踏まえまして必要な修正を行いました果樹農業の課題と今後の方針でございます。

それから、資料9につきましては、これまでの果樹部会なり小委員会なりの検討の経緯をスケジュールという形で整理をしてございます。

それから、参考資料といたしまして、1が3月9日の審議会で答申いただきました食料・農業・農村基本計画、それから参考2といたしまして果樹農業振興特別措置法の抜粋を用意いたしております。

資料の抜け等がございましたら、事務局までお申し付けをいただければと思っております。

それから、本日の委員のご出席でございますけれども、所用により武井臨時委員がご欠席でございます。それから、川田委員におかれましては若干遅れられるという連絡をいただきております。それから、本日、志村小委員長、徳田小委員長にもご出席のほうをいただいております。

それでは、議事次第に基づきまして、まず豊田部会長にござつをいただき、そのまま部会長に議事進行をお願いいたします。

豊田部会長、よろしくお願ひいたします。

豊田部会長 おはようございます。委員の皆様には本日はご多忙の折、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ご案内のように一昨日、3月9日の本審議会におきまして、新たな食料・農業・農村基本計画の答申がなされました。この計画では食料需給率の目標と重点事項、担い手の育成と経営支援、農地制度の改正、多面的機能と環境保全政策等、国際化と消費者ニーズに対応いたしました基本計画の展望が示されております。

果樹部会におきましては、昨年2月20日の基本方針の諮問を受けまして、部会、小委員会を開催いたしまして生産・流通・消費の実態や需給調整、経営安定対策等の実態をご検証いただき、昨年8月3日の中間論点の整備、本年2月8日の骨子を踏まえまして、本日、基本方針の取りまとめと至っております。

基本方針では、特に国際化に対応した果樹産地構造改革計画を産地協議会の下で策定する。これを基に需要に見合った生産を進め、担い手の経営支援を推進する。あるいは食育と連携した国産果実の需要拡大や輸出振興を図る。さらに新たな果実の販売・加工・流通形態を戦略的に推進する。環境保全や多面的機能を重視する等の展望が示されておりまして、果樹農業振興の基本となるものと考えております。

この間、委員の皆様方には広い視野と専門的な見識を發揮されて、忌憚のないご審議をいただいたことに改めて感謝申し上げま

す。本日もよろしくお願ひいたします。

本日は農林水産省から染大臣官房審議官がご出席されておられますので、ごあいさつをお願ひいたします。

染大臣官房審議官 生産局担当審議官の染でございます。第5回の食料・農業・農村政策審議会生産分科会の果樹部会の開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

まず初めに、本日ご参集の委員の皆様方並びに志村、徳田両小委員長におかれましては、大変お忙しい中、この会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この果樹農業振興基本方針の検討でございますが、今、部会長からお話があつたとおりでございます。昨年の2月20日に第1回目の果樹部会が開催されました。その後、果樹部会が4回、产地・経営小委員会は7回、需給小委員会は6回と1年にわたりまして大変熱心なご議論をしていただいてきたというところでございます。おかげさまで本日、最終的な取りまとめの日を迎えたのは、皆様方のご尽力の賜物だと大変感謝申し上げる次第でございます。

今お話をありましたように、今週の水曜日には食料・農業・農村基本計画が食料・農業・農村政策審議会の方から答申をいただいたところでございます。今後は所要の手続きを経まして、農林水産省として最終的に決定するというふうな状況にあるわけでございますが、やはり食料・農業・農村基本計画と今日まとめていただく予定の果樹農業振興基本方針、これらがまさに今後の果樹農業の政策の基本的な考え方、あるいは具体的な政策の展開方向を示すものだというふうに考えております。

今後は我々行政はもちろんでございますが、都道府県あるいは農業団体あるいは消費者の皆様方のご理解とご協力の下に今後の果樹農業をいかに展開していくのか。21世紀にはばたくような果樹農業をきっちり支援していく、それを支えていくという施策を今後やってまいりたいと考えておりますので、どうか今後とも皆様方のご支援なりご協力をお願いしたいと考えております。

そういう意味で本日は、果樹農業振興基本方針の内容をご議論いただきます最後の機会でございますので、どうか忌憚のないご意見を頂戴いたしますようお願い申し上げまして、簡単でございますがあいさつとさせていただきます。

豊田部会長 それでは、本日の議題でございますが、本日の主要課題であります果樹農業振興基本方針（案）に入る前に、まずこれまでの特に前部会からの検討経緯についての私からお話をさせていただきます。

果樹農業振興基本方針の検討に際しまして、前回の第4回部会では果樹農業振興基本方針骨子（案）についてご議論いただきました。その後、事務局におきまして骨子と考え方を、果樹農業振興基本方針の構成内容にあてはめまして果樹農業振興基本方針（案）を作成し、すでに委員の皆様の下に事前にお渡ししていることと思います。

また、先ほど事務局からも資料の紹介がございましたが、果樹農業振興基本方針骨子（案）につきまして、2月15日から22日ま

での間でパブリックコメントを行ったとのことでございます。

さらに、後ほど事務局からも説明があるかと思いますが、第2項の果実の需要の長期見通しに即した栽培面積、その他果実の生産の目標、第4項の近代的な果樹園経営の基本的指標につきまして、2月18、22日に需給小委員会及び産地・経営小委員会でご議論をいただき、取りまとめたものを果樹農業振興基本方針（案）に盛り込んでございます。

以上、前回部会からの検討経緯でございますが、特にご質問、ご意見がございましたらお願いいいたします。

特に無いようですが、本日の部会も実のあるものとなりますよう、よろしくお願いいいたしますとともに、本日はこれまでの議論の集大成としまして、果樹農業振興基本方針についての答申を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いい申し上げます。

まずは事務局より資料4から6について説明をお願いいたします。

竹原果樹花き課長 果樹花き課長の竹原でございます。それでは、資料の説明をさせていただきます。

先ほど部会長からもお話がございました、まず資料4でございます。いわゆるパブリックコメントを実施いたしました。めくつていただきすると2ページ以降内容が出ておりますが、1件ご意見がございました。これは生産者の集団の代表の方からのご意見ということでございます。

内容は省略をいたしますけれども、反対意見ということではございませんで、特に内容の確認とかという、そういうような内容でございました。パブリックコメントの説明につきましてはこれで省略をさせていただきます。

続きまして、資料5につきましてご説明をいたします。前回の果樹部会以降、需給小委員会、産地経営小委員会、各1回ずつ開催をいたしました。需給小委員会におきましては各品目の需要見通し、それから生産の見通し、それから栽培面積の見通しというものの見直し。

また、産地・経営小委員会ではいわゆる経営展望を中心にご議論をいただきました。これらにつきましては、数字につきましては小委員会が終了いたしました段階で、各部会の委員の方々に送付をいたしまして、あらかじめこの数字で良いかということをお尋ねをいたしました。委員からは問題がない、そういうようなご回答をいただいているところでございます。

すでにこの中の数字の主要な部分につきましては、一昨日答申が得られました食料・農業・農村基本計画の中にも盛り込まれているということでございます。簡単にご説明をいたします。

まず、1ページ目をご覧いただきたいと思います。果実の需給見通しでございます。国内の消費仕向量、国内生産量、栽培面積それぞれについて示してございます。

法律に基づきますと、左の果樹の種類、いわゆる政令で定めております13品目についてだけ示せばいいという形になっておりまして、前回までの基本計画ではそれだけを示しておりましたけれども、今回は加えまして一番下の欄にございますけれども、それ

以外の果樹につきましても加えたものの数字を新たに添付しております。

これは決めごとでございまして、ほかの品目もそうですが、基準年を平成15年とおきまして、それと10年後の姿ということで平成27年度の望ましい姿というものを、この2段を表示するという形でございますけれども、果樹の場合は平成15年産が現状かと思しますけれども、冷夏の年で、あるいは霜等の災害もございます。そのようなことでやや生産面では異常な年であったということでもございますので、平成14年の数字も併せて記載をさせていただいております。

それから、参考までにそれぞれの欄の一一番右でございますけれども、平成22年の望ましい姿、5年前に基本方針で策定いたしました数字につきましても参考として載せてございます。

ここには書いてございませんが、食料自給率につきまして、果樹につきましては、現在44%という数字でございますけれども、平成27年度には46%に向上させる、そういう数字でございます。

次に2ページ目をおめくりいただきたいと思います。効率的かつ安定的な果樹園経営の指標についてでございます。これはすでにご案内かと思います。基本的な設定ということで、考え方が示されております。主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域における他産業従事者並みの所得を確保し得る生産性の高い経営の姿を実現するための10年後の目標を設定する。これは各品目共通の考え方でございます。

果樹の場合は、経営の類型につきまして右に示しますとおり8類型につきまして策定をしたところでございます。

結果といたしまして、(3)でございますけれども、経営形態につきましては、これは従来と同様でございますけれども、家族経営というようなことで、主たる従事者1名、それから補助的従事者1名があられるということを基本として想定して設定をしております。

結果的に経営規模は各類型によって異なっておりますけれども、一番少ないものが1.5ヘクタールから一番大きいもので2.7ヘクタールという形で設定しております。

それから、経営の目標につきましては年間労働時間は1,700時間から2,000時間。これも実は決めごとがございまして、他の品目も共通でございますけれども、2,000時間を超えないというような範囲内で設定をしております。

それから、年間の所得につきましては、計算いたしました結果といたしまして600万円から750万、主たる従事者の所得でございますが、というようなものになっております。

これは食料・農業・農村基本計画の議論の過程で他産業並みの所得というのは、最低530万／年間ということになっておりますけれども、これに余裕を持たせた形で、結果的に600万から750万という形で設定をしたということでございます。

2としまして、試算の前提ということでございます。まず、技術の水準でございますが、10年後に一般化する技術水準によるものということで仮定しております。その内容は右の欄に示すとおりであります。右の欄は次のページまで続いておりますので、ご

覧いただきたいと思っております。

それから、（2）でございますけれども、これを策定した過程で、作期の分散による労働力の有効活用が必要であるという、そういう観点を念頭に置いて策定いたしました。従いまして、いろいろな熟期の異なる品目、品種の組み合わせですとか、施設栽培の導入ということで、なるべく作期が分散し、労働力のピークを削減するというような、そういうような作業をしたということでございます。

それから、最後の3といたしまして、現行の基本計画、基本方針と具体的な変更点ということでございます。右の方に主要な変更点を示してございます。

特に経営収支につきましては、直近の水準を参考に見直しを行ったということでございます。その結果といたしまして、次の4ページをご覧いただきたいと思います。

先ほど申しましたとおり、27年度の目標として8類型を示しております。このうち、既に食料・農業・農村基本計画の参考資料としての経営展望の中で、このうち6つにつきましては掲載されています。掲載されておりませんものはかんきつの3つ目の欄にあります体系、それからブドウの施設体系については基本計画からは省略をされているということでございます。

経営規模という欄がございますけれども、先程申しましたとおりの数字でございます。

それから、主たる従事者の1人当たりの所得というのが一番下の欄に掲げてあります。こういうような形で経営展望につきましてお示しをしたということでございます。

参考までに最後のページに5年前につくりました22年度の目標といたします数字と若干比較していただければと思っております。特に大きく異なります点は、経営規模でございます。経営規模が最大で前回の場合はかんきつの場合は4ヘクタールという高い数字を掲げてございます。これは前回の場合はモデル性というのを特に重視をして策定をしたというような観点もございます。

それから、所得も比較的、下の欄をご覧いただきたいと思いますが、高い目標所得というのを掲げて策定したということでございます。今回策定したものにつきましては、この指標が実質的には認定農業者制度を、これは国がこういう方針を示しますと県あるいは市町村がそれぞれこれを基に指標をつくりまして、この指標をベースに認定農業者を認定するという、そういうことになります。従いまして、あまり高いハードルといいますか、高い目標水準を設けるということになりますと、なかなか認定という行為も行きづらいという、そういうところも配慮をいたしまして、なるだけ現実に近い数字というような形で今回の目標としては経営規模なり、農業所得というのを定めたということでございます。

資料5の説明は以上でございます。これを受けてまして、次の資料6、本日の本体でございますけれども、果樹農業振興基本方針の案につきましてご説明をさせていただきます。

まず、この案につきましてどのように策定したのか。部会長からもお話をございましたけれども、2月8日に果樹部会が行われました。その際に骨子と併せて考え方というのも配布をし、ご

議論をいただいたところでございます。

この基本方針はその考え方を基本的にベースにしております。それと、先ほどの資料5でご説明しました第2項、第4項につきまして新たに数字が固まりましたものですから、それを添付しました、そういうものでございます。

当然、加えまして2月8日の段階でいろいろ各委員からご指摘ございました。その点を修正しております。併せて、事前に委員の皆様方にご説明の段階で修正のご意向がございましたので、その点も加味して修正をしたということでございます。中身につきましては、主に修正をしたところを中心にご説明をしていきたいと思っております。

ページをおめくりいただきたいと思います。1ページでございます。1ページの第1は果樹農業の振興に関する基本的な事項ということで、前文を掲げてございます。これは前回なかったところでございます。

前回の果樹部会では果樹農業の位置づけですか、あるいは食生活における果実の重要性、あるいはなぜ果実を食べることが必要なのかということをしっかりうたい込む必要があるのではないか。そういうご意見を中村委員等、数名の委員から頂戴いたしました。従いまして、今回、第1パラグラフ、第2パラグラフにおきまして果樹農業の位置づけ、あるいは食生活の中における果樹の必要性というものをしっかり書き込むということでございます。以上がまず第1点の変更点でございます。

次に1としまして、国際化の進展に対応した果樹産地の構造改革でございます。この前文につきましては基本的にはほとんど変わつございません。

以下共通でございますが、前回のご意見でもう少し読みやすくしてはどうかというようなご意見もございました。従いまして、なるべく一文が長くならないようにセンテンスを区切るというような、そのような作業をいたしました。内容の変更はしておりませんけれども、そのような作業をしておりますので、若干文章は変わっているところがございます。以下説明は省略いたしますけれども、そのような形で一部の修文をしております。

(1)でございますが、果樹産地構造改革計画の策定ということでございます。これは骨子の段階でもご説明をいたしましたが、これは内容的には変わってございませんけれども、今までのご議論の中で果樹産地構造改革計画はどういうものかということは、これだけの短い文章ではなかなか言い尽くせないところがございます。従いまして、一番最後のページをご覧いただきたいと思いますが、骨子の時にも付けさせていただきましたけれども、参考ということで果樹産地構造改革計画の考え方及び内容ということで付けさせていただいております。

これは答申案本体という形にはなりませんけれども、お認めいただけるならば、いろいろな場面で説明をする際には必ずこの資料を用いて説明をするということで、本体に準じたものというような扱いで私どもとしても対応していきたいと考えているところでございます。

次に(2)でございます。担い手の育成・確保でございます。

ここで一部修正がございます。第2パラグラフをご覧いただきたいと思います。

その場合、農業所得が主で、主に農業に従事している60代までの者が存在する農家（主業農家に準じた概念）というふうな書き方をしております。

これは以前の文章ですと、主業農家で60歳代までの主業農家というような書き方をしております。ところが、実は主業農家の概念、考え方の定義でございますけれども、主業農家は農業所得が主で、なおかつ65歳未満の主たる従事者がいる農家というのが主業農家の定義でございます。従いまして、これまでの議論では果樹農業の場合は60代までは担い手として考える必要があるのではないかというご議論がございました。従いまして、それを反映する形で、なおかつ正確に書くというような観点からこのようにことにしたわけです。

事前に一部の委員から、これはわかりづらい表現ではないかというようなご意見も頂戴をしておりますけれども、ここはわかり易くするというよりも、より正確に書く必要があるのではないかということで、このような書き方にさせていただいているところでございます。

それから、次の2ページをご覧いただきたいと思います。

(3)の産地計画に基づく生産基盤の構造改革、これにつきましてはこの前の考え方と変わってございません。

それから、(4)需要に見合った果樹生産の推進でございますけれども、上から3行目にこれに対応する上で優良な新品種の効果的な導入が求められている。ここの点を追加しております。

これはいろいろな方から前回の部会で新品種の導入あるいは開発が必要であるというようなご意見を賜っております。そこでここにさらに追加をしたということでございます。

なお、新品種の開発が必要だという、育成が必要だということにつきましては、(4)の下から2行目のところに新品種の育成・導入という言葉が書かれておりまし、加えまして、ちょっと飛んで恐縮でございますけれども、最後14ページになります。一番下から2番目の行でございます。技術開発について述べたところでございますけれども、品質の高い新品種の導入という言葉がここでも出ております。そのようなことで特に新品種の導入あるいは育成というものが重要であるということを各場面で書かせていただいております。

続きまして、2の担い手の経営改善でございますけれども、これにつきましては前回の考え方と全く修正をしていないということでございます。全く同様ということでございます。

それから、3の国産果実の需要維持・拡大でございますけれども、最初の3行につきまして、これは厚生労働省と事前に表現ぶりにつきまして調整をいたしましたけれども、適切な表現としてこういうような表現にしてくれということで、一部字句の修正をしております。読み上げます。

「果実等の摂取量は生活スタイルの多様化等による食の外部化、簡便化志向等が進展する中、横ばい傾向が推移しているものの、「第6次改定日本人の栄養所要量 - 食事摂取基準 - の活用

（平成12年）」で目安とされた1日当たりの目標摂取量150gを満たしていない」ということで修文をさせていただいております。

次に内容でございます。（1）のくだもの200g運動の効果的な推進につきましては前回の考え方修正を加えておりません。

それから、（2）の消費者への情報提供と関連産業との連携でございますけれども、この中で今日はご欠席ですが武井委員から情報の発信という観点からは、卸売市場の役割も重要であるので特記する必要があるというようなご意見を賜りました。そこで1行目に卸売市場という言葉を追加しております。

これは今日はご欠席ではございますけれども、武井委員に事前にご了解をいただいております。

それから、（3）食育の連携でございます。これについては修正をしておりません。

それから、大きな4番、国産果実の輸出の振興でございます。ここにつきましては、以前は東アジアの富裕層という表現をしておりました。富裕層というのは必ずしも適切ではないのではないか。あるいは、東南アジアに限定する必要がないのではないかというようなお話をございました。

そこで他の基本計画との整合も踏まえながら、表現ぶりにつきましては所得が向上している東アジア等という表現に修正しております。

続きまして、次の5ページ、6ページをご覧いただきたいと思います。第2です。先ほどご説明いたしましたが、果実の需給の長期見通しに即した栽培面積、その他果実の生産の目標ということでございます。ここは先ほどのご説明を踏まえて追加をしたところでございます。果実の需給の長期見通しというような観点から、需要につきましては、くだもの離れを防止するというような観点、そのためにくだもの200g運動を定着させるという、そういうような前提に需給の見通しを策定しましたということをまず文書で掲げております。

それから、2の果実の生産の目標といたしましては、担い手の育成・確保、生産性向上を計画的に行う産地の育成、それから食べやすいもの、おいしいもの、多様なものを求めるニーズの高まりなど、果実の消費動向の変化に対応できる低コスト生産供給体制の確立、そういうものを前提に目標を定めたということを掲げております。この文章につきましては基本計画にも掲げられているところでございます。

それから、右の表でございますけれども、先ほどは平成14年の数字、あるいは前回つくりました平成22年の目標値を参考に添付をいたしましたけれども、これは決めごとでございまして、基準年の15年と27年の目標数値のみを掲載しているということでございます。

それから、下の参考といたしまして、政令品目以外の果実分を加えた果実の姿というのを今までの方針にはありませんでしたけれども、追加をしているということでございます。

次に7ページ、8ページをご覧いただきたいと思います。栽培に適する自然条件に関する基準でございます。これにつきましては、すでに前回の果樹部会でご了解をいただいております。全く

内容は同様でございますので、省略をさせていただきます。

それから、9ページ、10ページをご覧いただきたいと思います。まず、第4といたしまして近代的な果樹園経営の基本的な指標ということで、まず最初は目標とすべき10アール当たりの生産量、労働時間及び機械の適正利用規模ということで右の欄を掲げております。

これを策定する過程におきましては果樹研究所あるいは各県の試験場あるいは専門家の意見を踏まえて、前回、5年前に策定したものを一部修正して、小委員会で了解をいただいたものでございます。

考え方といたしましては、前回示しました数値よりもより現実的な数値ということで、一部数字の修正を行っているということでございます。

それから、11ページ、12ページをご覧いただきたいと思います。2としまして、効率的かつ安定的な果樹園経営の指標ということでございます。これは先ほどご説明いたしましたものとおりを掲げさせていただいております。全部で8類型を右の方に掲げさせていただいているということでございます。

それから、最後の13ページ、14ページをご覧いただきたいと思います。まず、第5の果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項ということでございます。このうち1の(2)の流通コストの低減につきまして一部修正をしております。3行目をご覧いただきますと、「環境負荷の低減を図る観点から流通形態を見直すとともに」というところを追加しております。これは、前回の果樹部会で例えばダンボールの過剰包装という問題もあるが、これは環境問題にもつながる問題であるというご指摘があり、この点に対処すべきだというご意見がありました。それを踏まえて追加したということでございます。

それから、2の果実の加工の合理化でございます。(1)の中の下の3行目をご覧いただきたいと思います。また、果汁以外の果実製品についても、新たに追加しております。果皮等に含まれる有効成分の抽出等の研究開発を進める。これは果実の中身だけではなく、あるいは果実の果皮に含まれるいろいろな有用な成分なども今後は付加価値を高めるという意味で生産の対象あるいは販売の対象になるのではないかということで、そういう研究を進める必要があるというご意見がございましたので、その点を追加させていただいている。

それから、14ページでございます。最後の第6のその他必要な事項でございますが、そのうちの1の食の安全及び消費者の信頼の確保、環境保全の推進等でございます。この中で前回は土づくりを基本としつつというような表現をしていたわけですが、この土づくりの位置づけというのがよくわからないという、そういうようなご意見がございました。従いまして、1行目の最後のあたりからでございますけれども、たい肥の施用等、果樹生産の基盤となるという、そういう表現を追加し、土づくりの位置づけをより明確化したということでございます。

それから、この1の最後から4行目をご覧いただきたいと思います。ここを新たに追加しております。さらに加工残さ等の未利

用有機性資源の飼料、たい肥等への活用を推進し、環境負荷の低減等、循環型社会の形成を図るものとする。これは果樹農業においても循環型農業を目指すというような視点が必要ではないかというご意見がございましたので、そこを追加したということでございます。

というわけで、一番最後の紙は先ほどご説明しましたとおり、参考という形ではございますけれども、今までご熱心にご議論をいただきました果樹産地構造改革計画の考え方及び内容というものを本体に準じた形で添付をするという形で取りまとめていきたいと考えております。説明は以上でございます。

豊田部会長 説明、ありがとうございます。これまでの説明について、特にご意見、ご質問等があればお願いするとともに、最後に改めてお伺いする時間もございますので、前に振り返って意見、質問が出てきましたら、そのときにでもお願いいたしたいと思います。

それでは、議論の時間も限られていますので議論に入りたいと思います。ご意見のある委員の方は挙手をお願いします。

増田委員。

増田委員 あとでもいいと思ったのですが、本編の基本計画、一昨日出たものとの整合性と言いますか、4ページの消費者情報提供のところですが、（3）食育との連携の取り組みです。そこに食育というのがきっちり書かれているのはよろしいですが、本編の方でいきますと食育の推進のところ、37ページに、フードガイドの策定というのが言われてありますし、果樹の方で食育というからにはフードガイドというのがこれから省が進めいく食育の1つのツールとして大変重要な役割を果たすというふうに説明も受けているところなので、生産局のお立場で、それをお扱いになるおつもりだろうとは思うんですけども、意匠、デザインに工夫を凝らして検討中と伺っておりますが。以上です。

豊田部会長 基本計画のフードガイドの策定というご指摘でございますが、この果樹の基本方針は基本計画に基づいて実施されるという観点から、当然このフードガイドの策定と活用の一環として果実の消費拡大が位置づけられていると理解しております。

中村委員、お願いいいたします。

中村委員 3点ほど意見を申し上げます。1つは生産対策関連ですが、自給率目標なり生産努力目標が策定されて、今後その実現に向けて産地構造改革を策定して進めるわけですけれども、それには予算措置というのが必要ですから、十分な予算確保をお願いしたいというのが第1点です。

それから、2点目は果樹共済との関連ですが、前回も意見を申し上げましたが、この基本方針案では経営安定対策の見直し後といいますか、加入促進という言葉は入っているのですが、経営安定対策が見直される中で、今後も果樹共済の見直しが必要ではないかという意見を申し上げたのですが、基本計画の中でも品目別政策の見直しと併せて共済の役割分担を整理して、あり方を見直

すという言葉も入っているわけですから、表現を見直すのが無理であれば、今後経営安定対策の見直しの中で果樹共済のあり方を検討するというのをきちっと議事録に確認してもらいたいと思うところであります。経営安定対策が見直される中で、共済というのは非常に重要な役割だと考えますので。

3点目ですが、需給調整対策ですが、現在は経営安定対策と需給調整対策がセットという形で仕組んでいるわけですけれども、今後19年度以降、経営安定対策が見直される中でも需給調整対策は必要ですし、その点はふれられているわけですけれども、文章上は生産者団体が中心となった需給調整、19年度以降についてもという表現なので、確かに生産者団体中心になってやらなければいけないのですが、セットが外される中で国なり行政の需給調整に対する役割も当然大きいと思うので、19年度以降も需給調整対策を十分にやるということをお願いしておきたいと思います。以上です。

豊田部会長 他に委員の方からご意見はございますか。

それでは、木村委員お願いいたします。

木村委員 全体的な自給率が45%ということで、22年から27年に5年間先送りされただけで、一応45%という数字が出てきたのはよかったですと思っていたんですが、果樹だけが当初22年の目標のときには51%であったのが、結果的に46%に下方修正された。

現状が44%だからしようがないと言えばしようがないのでしょうか、ここに全体的な我が国の果樹農業のつらさというのが非常に現れてきているなという感じがしていました。

だからこそ、生産者の経営を守るような制度が必要だと思うのですが、果樹の経営安定対策の将来もなかなか大変だということで、もちろん今後の議論に期待するわけですが、そういう意味では大きな不安を覚えていました。

聞くところによると野菜の価格安定制度などは残るということを聞いていますが、果樹だけ集中的にだめになるのかなという大きな不安を持っています。全体的な審議会の新聞報道などを見ていても、作物横断的な所得政策などという文字が踊っていますが、結果的にそれにも果樹農業だけ取り残されていくのではないかというような不安を生産者として持っているというのが正直なところの感想です。

豊田部会長 他に委員の方でご意見、ご質問はございましたらお願いします。

納口委員。

納口委員 2点申し上げたいと思います。1点目ですが、これは確認でございますが、果樹産地構造改革計画のところでございますが、ここで目指すべき産地の姿を明確に位置づけるとあるのですが、1つの産地については1つの姿というような、違う形のものはあまり認めないというような均質的な産地をイメージしているのか、それともここにありますようないつかの、またこれ以外の多様なものもございますでしょうかけれども、そういったも

ののいくつかの組み合わせというのもここではイメージしているのかどうかということをお教えいただきたいと思います。

それから、もう1点は意見でございますが、14ページの第6のその他必要な事項、議論がすでにあったかと思うのですが、1の食の安全及び消費者の信頼の確保、環境保全の推進等の一番最後のパラグラフに、鳥獣害被害のことがございますが、この項目の中に鳥獣害が入ってくるのは私は違和感を持って読んでしまったんですが、これを別の項目にしてもいいのではないかという感じがいたしたのですが、いかがございましょうか。

豊田部会長 今、3人の委員の方からご質問、ご意見がございましたので事務局からお願ひします。

竹原果樹花き課長 まず、中村委員からのご指摘の3点でございます。第1点は、産地構造改革計画、まさに今果樹産地が置かれております状況というのは非常に厳しいものがあって、担い手を中心とした形で生産体制を見直さなければ、現在の果樹の生産というものが維持できないのできないか、そういう危機感からこういう考え方方が生じ、そのための手段としていろいろな基盤整備ですか、あるいは改植ですか、そういうものを講じていこうではないか。そういう考え方方が生まれてきたわけでございます。

この考え方は当然国から、あるいは団体の上部から押しつけるというものではなく、ボトムアップで自ら産地ごとに計画を考えたうえで、それに取り組むということでありますし、それに対して国が支援をしていくという、そういう考え方でございます。それは一番最後の紙にも明確に書いてあるところでございます。

この問題につきましては、私どももこういう対策を強力に推進しなければ、今後の果樹農業というのがなかなかうまくいかないというふうに強く認識をしております。私どもも努力いたしますけれども、団体におかれましてもご協力、ご支援をぜひ賜りたいと考えております。

それから、果樹共済につきましては前回もお話をございました。ご案内と思いますが、基本計画本体においては農業災害における損失の補てんという欄がございます。44ページになりますけれどもごらんいただきたいと思います。2番目の文章でございます。

また、品目横断的政策の導入や品目別対策の見直しと併せて、果樹の場合はこの品目別対策に該当するわけですけれども、その見直しと併せて、これらの施策との役割分担を整理し、その結果を踏まえて制度のあり方を見直すということが書かれておりますし、今日お配りしております工程表の中にもそういうことが明示されているという、そういうことでございます。

委員のご指摘はそういう意見につきましては、議事録に残すというようなお話をございます。当然、委員のご発言は議事録に当然残るわけでございますので、今後担い手の支援対策につきましては、17年度に検討するということになっております。そういうことも視野に入れながら検討をするということになろうかと考えております。

それから、需給調整が必要であるということでございます。国の役割というものもあるということは十分承知をしております。委員ご指摘の考えを踏まえて対応をしていきたいと思っております。

それから、木村委員からのご指摘がございました。前回、5年前につくりました自給率の目標は51%ということでございますけれども、実際にはこの5年間にどういう現象が起こったかということは言うまでもないことでございます。生産が減少してきたということでございます。今回、あくまでも現実的で達成可能な数値ということで46%の目標を掲げたということでございます。

そのために必要なことは、弱体化しております各産地を強力にてこ入れをするということが必要ではないかと考えております。中村委員へのお話と全く共通する部分もございますが、そういうところにぜひ力を入れていきたいと行政としては考えているところでございます。

なお、果樹経営安定対策につきましてご意見がございます。これは前回もご意見がございました。野菜の場合はうんぬんということですけれども、野菜の仕組みというのはご案内のとおり、経営の安定という側面だけではありませんで、これは物価の安定、価格の安定というような側面を持った制度でございます。従いまして、制度の性格は異なっております。私どもこの議論をする過程でずっとご説明をしてまいりましたけれども、果樹共済というものをうまく活用しながらやっていってはどうかということをお話しさせていただきました。

これは今回、こここの表現に掲げておりますとおり、こういう問題につきまして17年度検討するということになっております。その中で議論をさせていただければと思っているところでございます。

それから、納口委員のご質問でございます。産地が目指す姿は単一なのかどうかということでございます。これはいつかご議論があったかとも思いますが、改めてまして申し上げますと、これは例示で3つ書かせていただいております。ただ、これは当然のことながら、ある産地ではこの中の2つを選択する、あるいは3つすべてやるという、そういうことだって十分あり得る話だという認識であります。

それから、鳥獣害につきましては、実はこれはタイトルが一番最後に「等」となっていますように、雑多なものが入ってはおりますけれども、鳥獣害の問題も重要であるということで、どこに入れるかという観点からすれば、ここに入れてはどうかというような議論の過程があったかと私は承知をしております。以上でございます。

豊田部会長 最後の鳥獣害被害の問題は、産地・経営小委員会で提起されて、環境保全型農業というのは地域の生態系を踏まえて、それとの関連のもとで考えていくという視点からここに位置づけられているという経過があります。

石川委員 文章上に関係のない素朴な疑問で申し訳ないんですが、6ページの表を見ていて感じのですが、うんしゅうみかん

の国内生産量が114万6,000トンあるものが91万5,000トンに減ると
いうことで、これはその他のかんきつ類に転換していくことだと
思うのですが、実際上、みかん畠のどのぐらいがその他のかんき
つ類の産地に代わって、つまり廃園になって、荒れ山になって残
ってしまうところがあるのかなというのが素朴な疑問でございま
して、みかん山は多分個人の持ち物だと思うので、その辺荒れ山
が本当の森に帰っていくのかどうか。素朴な疑問を持ちましたの
で、もしその他のかんきつ類に転換するところと、残って懸念さ
れる割合などがもしわかりましたら教えていただきたいなと思い
ました。

豊田部会長 この6ページは基本的にみかんを2割近く減らし
て、その他かんきつを4割近く増やすという、かんきつには北限
がございますので、当然その生産に重なっているという前提にな
っています。

それから、この転換と並んで、3ページには条件不利園地の廃
園を進めるということでございますが、それは各産地の産地構造
改革計画を策定する産地協議会で、この問題が決定されていくプ
ロセスがあると考えております。

梶浦委員 今おっしゃったとおりなんですが、現実に私の見て
きたところでいいますと、清水市が昔からのみかんの産地で、庵
原の山の上までみかん園だったわけです。数十年前、うんしゅう
みかんが三百何十万トンの時です。今、これが半分より少なくな
っているわけですけれども、今そのみかん山はどうなっているか
というと、一部は廃園になってますが、みかんの木はしぶとく生
きているんです。落葉果樹は枯れてしまうんですが、そのうちに
ヤブガラシが絡んだり、葛が絡んだりして、結局、徐々に徐々に
樹勢が弱っていって、長い期間をかけて自然生態系に戻っていく
のでしょう。それは相当まだ時間がと思います。一方、静岡の場
合はかなりの部分がお茶になっているんです。お茶のほうがもう
かるからでしょう。

それは産地ごとに森に返すよりももうかるものがあれば変えて
いくのでしょう。また、まだおやじが元気で、中晩柑で良い品種
があるとなれば、それらに変わってくるでしょう。お茶みたい
にうまく受け皿となる他の作物があれば良いのですが。さらに、
清水ですからお茶の産地基盤があります。しかし、ほかの県でお
茶の伝統のないところだとそうもいかないでしょう。結局ケー
ス・バイ・ケースなのではないかと思います。

豊田部会長 その点に関連して、あるいは関連しなくても。

畠江委員。

あと、委員の方でご意見がある方は挙手をお願いします。

関連ですが、よろしいですか。

では、畠江委員、お願いいいたします。

畠江委員 質問なんですけど、13ページに果実の加工の合理化
というところがありますけれども、この高品質果実製品とか果汁
工場の再編合理というところは、果汁をつくる高品質の果実のこ

とを言っているのでしょうか。果汁をつくるための製造方法については例えば2の中に入っているのでしょうか。そういう技術の開発だけではなくて、多分それにはお金がかかると思うんです。そういうのもこの中に入っていると思えばいいんですか。

豊田部会長 すみません、ご趣旨がわかりにくかったんです
が、もう1回ご説明いただけますか。

畠江委員 すみません。ここの、つまり果樹農業振興基本方針というものは高品質の果実のことだけを言うのであって、高品質の果汁を作る方はここには書かないということなんでしょうか。これを読みますと、高品質のストレート果汁というのは、高品質の果実から作れるように読めるのですが、高品質の果実を使って、高品質の果汁を作る方法というのがありますね、製造方法。それはここには入らないんですか。それともこの文章から読めるのでしょうか。

果実の生産ではなくて、果実からつくる果汁の製造方法。

豊田部会長 ご質問の意味、わかりました。これは第5の第2項の果実の加工の合理化に関する記述でございまして、果実加工品の生産に限定しております。もちろん原料であります生果の生産もそこに含んであります。

ストレート果汁というのは濃縮還元果汁に対する付加価値を高めた加工製品、そういう位置づけだと思います。

畠江委員 そうすると、果汁をつくる方法というのがありますよね。例えば冷凍をして、それを脱水するとか、そういうような方法もここに入っているわけですね。多分、それはすごくお金がかかるような気がするんですけども。

豊田部会長 各国にいろいろな果汁加工技術があると思いますので、そういう技術の導入等も含めて当然想定されていると思います。

竹原果樹花き課長 技術的な点からご説明いたしますと、ストレート果汁というものはどういうものかということでございますが、通常ジュースは1回濃縮をいたします。5分の1ないし6分の1、これは加熱をするケースもあって、最近は膜を利用したりという方法もありますが。

畠江委員 膜濾過をしたり、凍結脱水する、そういう技術のこと……。

竹原果樹花き課長 そういうような方法もありますが、やはりどうしてもそういう過程で風味が飛んでしまったりとか、元のよさというのが失われてしまうわけです。ストレート果汁はそういう過程を省略いたしまして、チルドの状態で保存をし、出荷のときに瓶に詰めて出荷をする。そういうことでございますので、品質が良いということで非常に高い評価を得ています。

しかし、極端に言えば保存するための体積が5倍ないし6倍かかるということで、チルドの状況で保存するタンクが必要です。そういうことが必要だということもあるものですから、平成17年度、来年度の予算にそういうことができるような事業を新たに起こしてあります。あるいは、このストレート果汁以外に新しい果実調整品の研究をしたいという予算を用意しております。そういうふうにご理解ください。

畠江委員 濃縮の仕方とかも入っている、そう思えばいいんですね。

竹原果樹花き課長 高品質という意味ではいろいろな幅広い考え方があるかと思いますが、そういうものもあるということです。

豊田部会長 それでは、いかがですか。各委員の意見も出尽くして、部会としての基本方針をまとめたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

それでは、異存がないようでございますので、部会として取りまとめるここといたします。

ここまで議論に際しまして、お忙しい中、委員の皆様のご尽力により、何とかまとめることができまして、本当にありがとうございます。改めて感謝申し上げたいと思います。

それでは、昨年2月20日の果樹部会におきまして農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に対し、果樹農業振興特別措置法第2条の第1項に基づき、果樹農業の振興を図るための基本方針を定めるに当たり留意すべき事項について、同条の第3項の規定に基づき、食料・農業・農村政策審議会の意見を求めるとの諮問を受けております。この諮問事項につきましては、審議会会長、生産分科会会长より果樹部会において答申を決定するよう指示をいただいておりますので、これにより答申を行うこととします。

事務局は委員の皆様に答申案の配布をお願いいたします。

答申案を読み上げます。

平成17年3月11日付 16食農審第125号
農林水産大臣島村宜伸殿
食料・農業・農村政策審議会会长 八木宏典

果樹農業特別振興特別措置法に基づく果樹農業の振興を図るための基本方針について（答申）

平成16年2月20日付 15生産第7073号をもって諮問のあった果樹農業の振興を図るための基本方針について、下記のとおり答申する。

記

果樹農業の振興を図るための基本方針については、別紙のとおり定めることが適当である。

以上でございます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは本答申を、今日、染審議官がご出席でございますので、お渡ししたいと思います。答申を用意するために多少時間をお時間をいただきますが、よろしくお願ひいたします。

特に議事とは関係ございませんが、これまでの議論を振り返りまして、次回のために特に事務局側にお願いしたいこと等がございましたらお願ひいたします。

梶浦委員、どうぞ。

梶浦委員 話題提供みたいな感じになってしまふのですが、よろしいですか。

昨日、一昨日と輸出のことが盛んに言われて、総理もずいぶん張り切っていらっしゃいます。最近果物の輸出について、まとめて問題点を紹介する機会が役員会でありまして、急きょ歴史を振り返っていろいろ問題点を見ましたが、やはりいろいろな経緯があって大変だなと思いました。

果実の輸出は、今ブームのように言われているんですが、明治の17年から一生懸命やっているわけで、さらに振り返れば江戸時代に朝鮮に毎年のようにかんきつを持って行ったというのがわかりました。明治17年以降もみかんの缶詰とかりんごとか隙間を狙って、どんどんいろいろな個人とか貿易商がものすごい量を輸出しています。それが戦争になって途絶えるのですが、戦後また嵐のように英国にみかん缶詰を輸出して暴落させたりします。また、振り返ると円のレートというのが大きな問題なわけですが、この他に2つ問題があります。

1つは中国と韓国です。両国では、昔はそれほど果樹生産のレベルというか、高品質果生産ができていなかったわけですが、昭和50年代の後半ぐらいに中国から視察団が多数きました。また、我が国の苗木がどんどん韓国と中国に出ていきました。これは生産者団体が出たわけではないんですが、苗木屋さんとか貿易商社とか民間援助団体なんかがどんどん持って行ったんです。同時に栽培に関する技術援助もやっているわけです。それが30年たって今になってつけが回ってきてるわけです。結局、一生懸命に開拓していたカナダへのみかん輸出などの場面で韓国産とかスペイン産とか中国産と競合して負けてきています。

今度、中国で一気に富裕層が形成され、この層は贈答文化とお供物としての高級品果物が買えるのですが、これだって元のレートが変わってくると、またちょっと輸出状況が変わってくると思われ、果物輸出は脆弱です。

1つ言えるのは、どうせ時間の問題として中国と韓国が良いものをつくります。私共の品種は全部あの二つの国にはフリーに行ってしまうわけです。例えば、私どもが育種した最高級のニホンナシ登録品種の「あきづき」等も、もう韓国に行ってつくっているでしょうし、中国にも行っていると思います。栽培技術もどんどん行ってしまうわけです。

そうすると、10年か15年先には今の我々のレベルのものが向こう側から出てくるわけです。日本に入ってくるときは、今度の種苗法で押さえられますけれども、台湾に輸出する分には関係がな

いわけです。シンガポールもそうですが、香港もましてそうです。これは時間の問題なんです。

そこで、ぜひFTA等の交渉の中で種苗に関する国際条約のIPOVにおいて例外品目にしないようにさせるとか、交渉の切り札に逆に使う等の努力が必要と感じています。5年先に倍増にせよと言われてもつらいところがあるというのが1つ。

もう1つは、過去の歴史では団体をつくって統制をかけても、貿易商社や業者が脱退したり抜け駆けをやるのです。生産者団体が一生懸命に統制を取っていてもきかないわけです。

今回のブームでも、各県のJAが競争のようにやるわけです。向こうの輸入業者に思うように足下を見られているのではないかでしょうか。そうとすれば生産者利益はほとんど出なくなるのではないかでしょうか。全く同じ道を繰り返しそうです。

ぜひJETRO等の統制をしっかり効かせていく必要があります。

豊田部会長 番外でございまして、日本の国産の果樹農業振興についての政府の役割ということについてのご指摘、貴重なご意見だったと思います。果樹花き課の皆さん、十分ご承知のことだと思います。そういうご意見を生かせる方向でお願いします。

梶浦委員 最後の輸出というところは書きにくいですよね。こうとしか今の時点では書けないと思うんです。

豊田部会長 貴重なご意見をどうもありがとうございました。

それでは、答申の文章の用意ができたようでございますので、答申を染審議官にお渡しします。

染大臣官房審議官 どうもありがとうございました。

豊田部会長 それでは、本部会で審議いただく事項はすべて終了いたしましたので、進行役をお返しいたします。

竹原果樹花き課長 本日はご多忙の中をご出席に加え、熱心なご議論をありがとうございました。事務局を代表いたしまして、この1年余り長期にわたります熱心なご議論に対しまして、心より御礼を申し上げる次第でございます。

なお、以下事務的なことでございますが、本日の部会の概要は部会長にご確認をいただいたうえで、来週になろうかと思いますが、農林水産省のホームページで提示していく予定にしております。また、詳細な議事録につきましては、前回同様、後日、委員の皆様のご確認をいただいたうえで農林水産省のホームページに掲載していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

どうも長らくありがとうございました。

午前11時13分 閉会